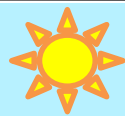




7月13日(水)～22日(金)は夏の交通安全運動期間！！



向暑の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の交通安全運動及び事業運営等に対し、ご協力・ご理解をいただいておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、7月13日(水)から7月22日(金)の10日間は夏の交通安全運動実施期間となっており、外出する機会が増える季節となっておりますので村民の皆さんには引き続きシートベルトの着用、安全運転等を心掛けて生活していただければと思います。

待っている歩行者がいたらしっかり止まっていますか、

## 信号のない横断歩道。

今回の交通安全協会だよりでは「信号のない横断歩道」の交通ルールについてご紹介します。車を運転する方であれば、「横断歩道は歩行者優先」というルールはご存じかと思います。

そのほかにも

- ・運転者は、横断歩道の前では、基本的に停止できるような速度で走行する義務がある（横断しようとする歩行者がないことが明らかな場合は除く）
- ・運転者は、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合には、停止してその走行を妨げないようにする義務がある

という決まりがあります。

違反した場合には、「歩行者妨害」となり、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金、反則金は普通車で9,000円となっています。

横断歩道で渡るかもしれない歩行者を見かけたら徐行し、横断歩道で立ち止まっている歩行者を見かけたら、それは赤信号だと思って、一時停止するようにしましょう。



### ★浅茅野サロン・小石サロンに参加された方々に反射材をお配りしました★

6月9日、29日にそれぞれの地区にて「サロン」が行われ、参加されていた13名に「光って安全！高齢歩行者無事故チャレンジ2022」の反射材をお配りしました。この取り組みは、一般社団法人北海道交通安全協会・北海道警察が主催しているもので、キャンペーン期間中に反射材を装着し歩行中の無事故を目指していただくことが目的です。

